

令和2年1月20日

令和元年度 第4回全国健康保険協会福岡支部評議会

資料 4

令和2年度 福岡支部事業計画（案）について

令和2年度 事業計画（福岡支部）

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。 ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を92.0%以上とする</p> <p>○業務改革の推進に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現金給付等の業務処理手順書に基づく効率的な業務処理体制を定着させ、業務の生産性の向上を目指す。 <p>○現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不正の疑いある事案については、保険給付適正化PTで議論し、調査の必要なものについて事業主への立入検査を行う。また、不正の疑われる申請については重点的に審査を行う。 ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整を確実に実施する。 <p>○効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進する。 ・ 社会保険診療報酬支払基金における原審査の査定率向上のため、再審査結果に基づいた情報提供を積極的に行うなど、支払基金との連携および関係強化に努める。 <p>■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする</p> <p>(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 医療費総額</p>

○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）や頻回（施術日数が月15日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

○あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・ 医師の再同意書の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

■ KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする
② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

○限度額適用認定証の利用促進

- ・ 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

■ KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 85.5%以上とする

○被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- ・ 事業所から被扶養者資格の確認書を確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■ KPI : 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0%以上とする

○オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。
- ・ 協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、資格喪失後受診防止等を目的に、引き続き利用率が低い医療機関には利用促進に繋がる情報提供及び案内を実施し、利用率向上を図る。

■ KPI : 現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 78.0%以上とする

2. 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

※第3期アクションプランの目標と同一

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

○ データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III）

- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取り組みを着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・ 6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取り組みを評価（中間評価）し、後半3年はPDCAサイクルに沿って、取り組みの実効性を高めていく。

上位目標：糖尿病による新規人工透析患者を2015年度から5%減らす。

中位目標：①糖尿病・高血圧症未治療者の病院受診率を6.6%（2015年）から12.0%（2023年）に上げる。

②メタボリックシンドローム該当者（男性_被保険者_40-64歳）の割合を21.1%（2015年）から18.7%（2023年）に減少させる。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ・ 特定健診受診率向上を図るため事業所別規模・業態別・地域別等の分析を行い、その結果を踏まえ受診率が低迷している層へのアプローチを強化する等効果的・効率的な受診勧奨を行う。また、事業者健診データの取得促進に向けて、労働局および関係団体等との連携強化を図る。
- ・ 被保険者及び被扶養者の同時受診（夫婦での受診等）等集団健診の充実を図り、実施地域・会場数を拡大して受診率の向上を目指す。実施にあたっては、健診の未受診者が多い事業所を中心に案内を行う等、生活習慣病予防健診及び特定健診の受診に対する事業主の意識の向上を図る。更にGISを活用した加入者への個別受診勧奨を拡充して受診率の向上を図る。

被保険者（40歳以上）（受診対象者数：716,983人）

- ・生活習慣病予防健診 受診率 55.5%（受診見込者数：398,000人）
- ・事業者健診データ 取得率 10.9%（取得見込者数：78,000人）

被扶養者（受診対象者数：210,460人）

- ・特定健康診査 受診率 27.3%（受診見込者数：57,500人）

○健診の受診勧奨対策

【被保険者・生活習慣病予防健診】

- ・事業所に健診案内等を一齐送付する際に、がん検診の有効性等を分析（早期発見とそうでない場合の5年相対生存率の比較等）したチラシを同封して事業主及び被保険者の健診に対する意識向上を図り、健診受診を促す。

【被保険者・事業者健診データ取得】

- ・県および労働局との連名通知による効果的な勧奨事業を実施し、データ提供同意事業所の拡大を図る。
- ・新規データ提供の勧奨から継続的取得やデータ納品まで含めた包括的な業務の外部委託により取り組みの強化を図る。
- ・データ提供同意事業所のうちデータ未取得の事業所について健診受診先等の再確認を行い、確実なデータ取得につなげる。
- ・事業者健診の受診先機関がデータ提供契約未締結の場合は外部委託により契約締結に向けた交渉を行い、データ取得の拡大を図る。
- ・データ提供契約締結済みの健診機関については事業所ごとの健診実施時期に合わせたタイムリーなデータ提供依頼を行うことにより、確実なデータ取得を行う。
- ・大規模事業所を中心に、データ取得の促進に向けた訪問勧奨を行う。

【被扶養者・特定健診】

- ・電話番号を把握している被扶養者の健診未受診者に対し、外部委託により電話による受診勧奨を行うとともに、事業者健診等を受診している場合には健診結果データを提供するよう働きかける。

- ・ 県内全市町村と連携して市町村主催のがん検診と特定健診を同時に実施し、項目を充実させた健診を案内することで受診を促す。
- ・ 受診対象者の 9 割が女性であることを踏まえ、ショッピングモール等、より利便性が高く受診者数の増加が見込める会場で、婦人がん検診をセットにした女性限定のレディースデイ等の日程を拡大し、受診を促す。
- ・ 事業所に生活習慣病予防健診等の案内を発送する際に使用する封筒に被扶養者の特定健診の受診案内を掲載し、事業主の特定健診に対する意識を向上させ、受診率の向上につなげる。

- KPI : ① 生活習慣病予防健診受診率を 55.5%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 10.9%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 27.3%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 保健指導実施率を向上させるため、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診・保健指導委託機関における健診当日の初回面談を推進する。
- ・ 協会保健師等の事業所訪問による保健指導においては、初回面談後のフォロー等、事業所の健診担当者との良好な関係構築に努め、確実に継続支援につなげることで継続率の向上を図る。

被保険者（特定保健指導対象者数： 95,676 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 15.7%（実施見込者数： 15,000 人）
 - （内訳）協会保健師実施分 7.7%（実施見込者数： 7,350 人）
 - アウトソーシング分 8.0%（実施見込者数： 7,650 人）

被扶養者（特定保健指導対象者数： 4,888 人）

- ・ 特定保健指導 実施率 13.3%（実施見込者数： 650 人）

○保健指導の受診勧奨対策

【被保険者・協会保健師等実施分】

- ・ 特定保健指導の継続支援については引き続き外部委託を推進し、支援手法の工夫や支援時間帯の拡大により継続率や改善率の向上を図る。
- ・ 特定保健指導未実施事業所に対して、職員による電話勧奨に加えて新たに外部委託による電話勧奨も実施し、保健指導のメリットやインセンティブ制度への理解を高めることにより利用事業所の拡大を図る。
- ・ 特定保健指導利用促進のため、大規模事業所を中心に、職員による計画的な訪問勧奨を行う。
- ・ 健康宣言事業所に対し、特定保健指導の確実な実施を徹底する。
- ・ 事業者健診データ提供事業所に対する特定保健指導勧奨の効率的なスキームを確立し実施率の向上につなげる。
- ・ 協会保健師等を対象とした保健指導実施者研修会において、特定保健指導の質の向上を図り、特定保健指導対象者の減少につなげる。

【被保険者・外部委託実施分】

- ・ 健診委託機関のうち特定保健指導未委託機関との新規契約を進め、特定保健指導利用者の拡大を図る。
- ・ 健診・保健指導委託機関における健診当日の初回面談（検診車実施分含む）実施拡大や継続率・改善率の向上のため、グループワーク等の情報共有の機会を設け、他機関の成功事例の共有、効率的な利用勧奨や効果的な保健指導のためのスキルアップを支援する。
- ・ ICT等を活用した遠隔地居住者等への特定保健指導について、専門機関に利用勧奨および実施を業務委託し、事業者健診受診者分も含めて利用者の拡大を図る。
- ・ 特定保健指導継続支援におけるフォローアップ検査（中間評価時の血液検査）を推進し、特定保健指導実施率の向上を図る。
- ・ 加入事業所と産業医契約している健診機関に対し、契約先事業所に特定保健指導利用を働きかけるよう要請することで保健指導の利用拡大につなげる。
- ・ 保健指導推進経費を活用した報奨金の仕組みについて、大手保健指導実施機関に周知することで実施努力を促し、実施率の向上につなげる。

【被保険者・その他】

- ・ 保健指導実施者に対し、健診日の10か月後を目安としてアフターフォローの通知を発送し、翌年度の健診結果改善につなげる。

【被扶養者】

- ・ 健診当日の特定保健指導が実施可能な個別契約を締結し、市町村のがん検診と特定健診の同時実施やショッピングモール等の集団健診を受診した被扶養者に対して、特定保健指導を実施する。

■ KPI：特定保健指導の実施率を15.6%以上とする

iii) 特定保健指導該当者の減少

- ・ 前年度の特定保健指導該当者に対して、「あと少しの頑張りでもタポ脱出する可能性あり」の通知を健診前に送付し、生活習慣改善に向けた行動変容を促す。

iv) 重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する重症化予防については、医療機関受診率をより高めていく取り組みを強化する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。

○ 未治療者に対する受診勧奨

- ・ すべての一次勧奨対象者に文書及び電話勧奨を実施し、受診勧奨後3か月以内の医療機関受診につなげる。
(勧奨実施予定件数17,914人、医療機関受診者数目標2,311人)。
- ・ 受診勧奨対象者への健診当日の受診勧奨を強化するよう、健診機関に対し働きかけを行う。
- ・ 未治療者が多数いる事業所に対しては、訪問等の個別対応を行う。

○ 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・ 市町村等と連携し、重症化予防事業を実施している地域については、かかりつけ医との連携等により、重症化予防事業プログラムによる取り組みを継続して実施する。また、実施できていない地域については、実施に向け積極的に市町村等と調整を行い、重症化予防事業の取り組みを拡大する。

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする

○糖尿病治療中断者にかかる受診勧奨業務

- ・ レセプトデータから糖尿病服薬中断者と思われる者を抽出し、早期の通院再開を促す通知を送付することで、糖尿病の重症化を防ぐ。

v) コラボヘルスの推進

○健康宣言事業所数の拡大を図る。

- ・ 福岡県と共同実施をしている「ふくおか健康づくり団体・事業所宣言」（以下、「健康宣言」という。）について、県との連携を一層強化し、各種広報媒体の活用及び職員・外部委託による事業所訪問等の実施により健康宣言事業所数の拡大を図る。

○健康宣言事業所における取り組みの質の向上を図る。

- ・ 「健康宣言」登録後の事業所へ保健師等の専門職を派遣し、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）等の見える化ツールを活用することで、事業所の健康課題を踏まえた健康づくりの取り組みの実施について支援する。専門職の派遣については、支部直営保健師等に加え、福岡県との連携により実施する。
- ・ 健康宣言実施事業所のうち、健診受診率等の認定基準を満たした事業所を「健康づくり優良事業所」として認定する。またその内、職場内における健康づくりに対する取り組み状況が特に優良であると認められる事業所を「健康づくり優良事業所ゴールド」として認定する。これにより、健診受診率等の向上及び事業所における健康づくりの取り組みの促進を図る。
- ・ 健康宣言実施事業所に対し、健康づくりに関するイベントやセミナー等の開催を積極的に情報提供する。
- ・ 取り組み内容が優良な事業所の事例集を作成し、健康宣言実施事業所やこれから健康宣言を実施する事業所等へ提供することで、全体の取り組みの質の向上を図るとともに、優良事業所の新たなインセンティブとしても活用する。
- ・ 健診データ等を活用し、健康宣言実施事業所の経年変化や未宣言事業所との比較など健康宣言事業の効果検証を行い、今後の取り組みの策定につなげていく。

○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

〈加入者・事業主への情報発信〉

- ・ 理解度調査の結果を踏まえ、各種広報媒体により加入者・事業主の健康に役立つ情報や健康保険制度に関する情報を発信する。

また、事業所ごとの健康づくり等に関する指標（健診受診率、ジェネリック医薬品使用割合等）やナッジ理論等を活用したリーフレットを活用することで、加入者・事業主の行動変容を促し事業所内の各種取り組みの促進を図る。

〈インセンティブ制度の着実な実施〉

- ・ インセンティブ制度にかかる令和元年度の実績や保険料率への影響等を加入者へ情報提供するとともに、各評価指標の達成率の向上を図る。

〈医療費適正化のための啓発事業「壁紙新聞コンクール」〉

- ・ 福岡県や福岡市教育委員会の協力のもと、福岡市内の小学生を対象に「健康や医療費」を主テーマとした壁紙新聞コンクールを実施する。家族全体で健康や医療費について考えるきっかけづくりをすることで、次世代層のみならず現役世代の医療費適正化にかかる意識の向上を図る。

〈健康保険委員への情報発信〉

- ・ 実務研修会「健康保険サポーターゼミナール」を県内の地域ごとに開催する。これまでのアンケートの集計結果等に基づき、ニーズに合わせた健康保険制度の周知及び健康増進に関する情報の発信を実施する。
- ・ 広報誌「KENPO'S 通信」を年5回程度発行し、健康保険委員へのタイムリーな情報提供を図る。

〈健康保険委員委嘱者数拡大を図る取り組み〉

- ・ 健康保険委員未委嘱事業所に対し、職員・外部委託による事業所訪問・電話・文書による委嘱勧奨を実施する。勧奨方法は、事業所規模やこれまでの勧奨履歴等を踏まえ、効果的かつ効率的な方法を選定する。
- ・ 関係機関が開催するセミナーや年金委員研修会等、様々な機会をとらえた委嘱勧奨を実施する。

〈健康保険委員表彰の実施〉

- ・ 健康保険事業の推進及び発展のために尽力された健康保険委員を対象とした健康保険委員表彰を実施し、健康保険事業の円滑な推進と健康保険委員事業の活性化を図る。

■ KPI : ①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 43%以上とする

○医薬品の適正使用を通じた医療費適正化〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

〈ジェネリック医薬品の使用促進〉

- ・ 事業所別ジェネリック医薬品使用割合等のデータを活用し、事業所訪問による使用促進を強化する。
- ・ ジェネリック医薬品の処方状況を把握してもらうことを目的に、医療機関・調剤薬局に対し、ジェネリック情報提供ツールによる通知を実施する。
- ・ ジェネリック医薬品自己負担軽減額通知サービスの送付にあわせて、各種広報媒体を活用したタイムリーな広報を実施する。
- ・ 福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会において積極的に意見発信し、県及び福岡県薬剤師会と連携を図り、使用促進の取り組みを効果的に進める。
- ・ 令和 2 年 10 月以降の新たな目標について、国の動向を踏まえつつ検討する。

■ KPI : 福岡支部における令和 2 年 9 月末のジェネリック医薬品使用割合を 80.8%以上とする

〈薬剤師会と連携した医薬品適正使用促進事業〉(パイロット事業)

- ・ 県薬剤師会と連携し、同一薬効の医薬品を同一保険薬局から重複して受けている者がいる保険薬局に対して、重複服薬者に関する情報提供(通知)を実施する。薬剤師による服薬状況の確認を促すことで、重複服薬による有害事象発生の抑制及び医療費適正化を図る。

○肝炎ウイルス対策事業について〈Ⅱ〉

- ・ 厚生労働省の「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、肝炎ウイルス患者等の肝がんへの移行(重症化)

	<p>を防ぐことを目的に、以下の取り組みを実施する。</p> <p>① B型・C型肝炎ウイルス検査の受検促進（契約健診機関の理解と協力体制の強化、ソーシャルマーケティングの手法を活用した受検勧奨）</p> <p>② 陽性者の受診・受療の推進（福岡県・拠点病院との連携及び厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室への協力）</p> <p>○地域の医療提供体制への働きかけ〈I〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 <p>■ KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を90.0%以上とする ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」等を活用した効果的な意見発信を実施する</p>
3. 組織・運営体制関係	<p>○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準人員に基づく適切な人員配置を実施していく。 <p>○人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部主催の評価者研修等を通じて、人事評価に関する職員の理解を深め、同制度の目的・意義を再認識することで被評価者の目標達成を促し、人事評価制度の適正な運用につなげる。 <p>○○JTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ○JTを中心としつつ、本部主催の研修（業務別・階層別・テーマ別など）や支部の課題や実情を踏まえた支部独

自研修を組み合わせ、組織基盤の底上げ及び戦略的保険者機能を発揮できる人材の育成につなげる。

○支部業績評価への対応

- ・ 支部業績評価にかかる評価項目や評価方法を常に意識し、組織目標を達成するための取り組みを着実に進めることにより、支部組織全体の強化に結び付ける。

○費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多数の業者が参加しやすい環境を確保し、一者応札案件の減少に努める。
- ・ 一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、要因を分析したうえで、次回の調達改善につなげる。

■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

○コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

○リスク管理

- ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応などについて、職員研修や訓練等の年間計画を立てて実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

○ペーパーレス化の推進

- ・ 戦略的保険者機能の発揮に向けて、一層の事務効率化による適切な人員配置を行うため、本部方針に基づいてペーパーレス化を推進する。